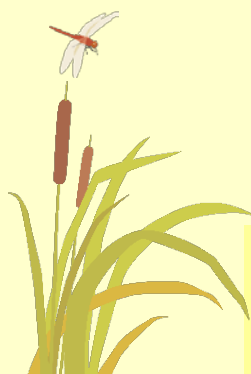


公益認定等委員会だより

内閣府



第57号 平成28年10月7日発行



内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

平成27年度における取組や活動を取りまとめた「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」を9月27日に公表しましたのでお知らせいたします。(関連記事2～3ページ)

また、平成28年度公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会及び公益法人訪問の日程をお知らせします。

(関連記事4ページ)



公益法人の活動紹介
■公益社団法人 日本観光振興協会

目次

一般の皆様

■P.2「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について

■P.5法人の活動紹介
公益社団法人 日本観光振興協会

法人の皆様

■P.4平成28年度
「公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会」のご紹介
「法人との対話」法人訪問スケジュール

■P.6申請サポートに関する情報・その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談やテーマ別セミナーの開催等の日程についてお知らせいたします。)



バックナンバーも是非ご覧ください。
ホームページ「公益法人information」で「公益認定等委員会だより」をクリック。

ホームページで 公益法人の検索 ができます

寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック

国・都道府県公益公益法人行政統籌情報サイト
公益法人①information

検索 公益法人等の検索

法人区分 法人の名称 住所 事業の種類 事業の概要

行政庁 すべて

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

検索したい項目を入力。
災害、復興、奨学金、福祉
芸術、スポーツなど。

9月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	796	122	827
	財 団	1,616	307	901
都道府県	社 団	3,356	109	4,707
	財 団	3,696	425	3,050
合 計		9,464	963	9,485

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年9月30日現在)

平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について

■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも併せて御覧ください。
<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>

■はじめに

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめるものです。

今般、都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行い、また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータに併記し収録しましたので、公表します。



■ポイント

1. 平成27年12月1日の公益法人数は約9,400法人（前年比+約100）

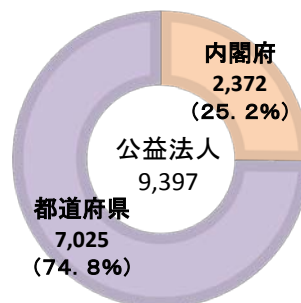
全国的に、特例民法法人から公益法人への移行がほぼ完了し、公益法人数は9,397法人となりました。（平成27年12月1日現在。前年同日は9,300法人。）

平成27年度に一般法人から新たに公益認定を受けた法人は、内閣府認定法人が44法人、都道府県認定法人が41法人です。

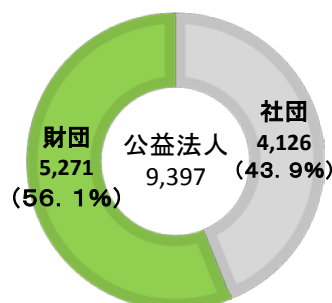


<公益法人数>

認定行政庁別



社団・財団別



2. 全公益法人の公益目的事業費用額の総額は約5兆円

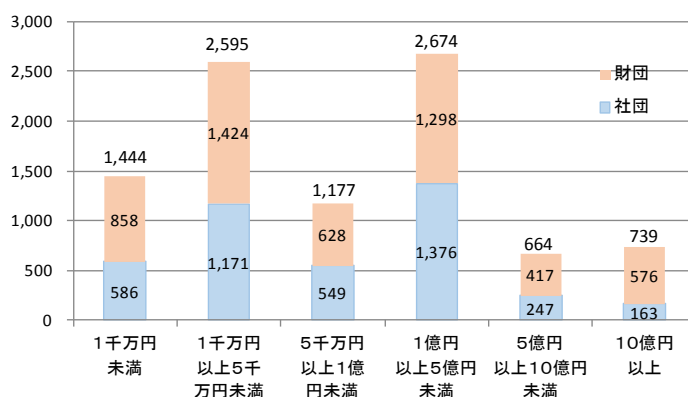
全公益法人の年間の公益目的事業費用(注1)の総額は、5.29兆円です(注2)。

規模別の法人数では、「1千万円以上5千万円未満(27.9%)」と「1億円以上5億円未満(28.8%)」の法人数が全体の5割を占めています。

(注1) 公益法人が公益目的事業を実施するために支出した費用

(注2) 1年間の財務データが得られた9,293法人の集計値

<公益目的事業費用額規模別の法人数の分布>



(注) 過去1年間に提出された事業報告等
(平成27年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。



3. 公益目的事業の事業目的及び事業類型

公益目的事業の事業目的別(23事業)の法人数	公益目的事業の事業類型別(18種類)の法人数
公益目的事業を事業目的別に見ると、多い順に「地域社会発展」35.3%、「児童等健全育成」20.5%、「高齢者福祉」18.1%となっています。	公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に「講座、セミナー、育成」68.7%、「調査、資料収集」36.6%、「相談、助言」33.8%となっています。
(注)複数の事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、複数計上があります。	

4. 公益認定等委員会による公益認定の取消し勧告

平成27年度においては、内閣府公益認定等委員会が、2法人について、①債務超過や保全すべき財産の不当使用等、②行政庁への度重なる虚偽の報告や理事会議事録の偽造等の問題を認知し、改善の見込みが認められないことから、現行制度下で初めて、内閣府に対し公益認定の取消しの勧告を行うに至り、その後、公益認定が取り消されました。

5. 税制改正により認められた、公益法人に関する2つの事項



平成28年度から、下記の2つの税制上の優遇措置が実施されることとなりました。

〔寄附者に対する税制上の優遇措置〕

●個人が支出する寄附金についての特例（税額控除）の要件緩和

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、右記PST要件(注)を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額(原則として所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額の40%相当額(その年分の所得税額の25%が上限)について所得税額の特別控除(税額控除)を受けることができます。

(注) PST要件とは？

いわゆるパブリックサポートテスト(PST要件)であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要です。

要件1：絶対値要件

実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上

要件2：相対値要件

実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上



平成28年度以降、要件1は一部緩和され、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を、その公益目的事業費用等の額の合計額を1億円で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の総額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加えることとされました。

〔公益法人の事業に対する税制上の優遇措置〕

●公益法人が実施する貸与奨学金事業についての特例を新設



税制改正により、公益法人が実施する、経済的理由により修学困難な高等学校、大学等の生徒又は学生に対する無利息その他一定の条件で行われる奨学金貸与事業(文部科学大臣の確認を受けたものに限り)に係る消費貸借契約書に、印紙税が課されない旨の表示がある場合には、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする特例が設けられました(租税特別措置法第91条の2)。

この特例は、平成28年4月1日以降の文部科学大臣が確認した日付から平成31年3月31日までの間に作成されるものについて適用されます。

平成28年度

「公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会」の御紹介

公益認定申請や公益法人の運営に関し、各法人の実情に応じて、個別に無料で相談員（内閣府が委嘱する法律・会計の専門家）に御相談いただける相談会を実施しています。

平成28年度は、関東ブロックで10回、地方ブロックで8回開催予定ですので、お近くの地域で開催される相談会を是非御活用ください。

平成28年度 相談会の予定

●直近の開催予定（詳細はP.6を御覧ください）

- ・28年 10月24日（月）北陸（金沢）
10月31日（月）関東（東京）第4回

●上記以降の開催予定（平成28年10月時点）

- ・28年 11月7日（月）中国・四国（広島）
11月頃 関東（東京）第5回
12月頃 中部（名古屋）、関東（東京）第6回
- ・29年 1月頃 九州沖縄（福岡）
2月頃 中国・四国（松山）
3月頃 近畿（京都）



相談会の様子

※本相談会と併せて、内閣府職員による、公益認定申請の基本事項、機関運営、財務基準、業務運営に関する簡易セミナーも開催しています。

日程が確定次第、「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)や本相談会の運営事業を受託している（公財）公益法人協会のHPへ随時掲載しますので御覧下さい。内閣府公益法人メールマガジン等でも御案内予定です。

内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について

訪問先・日程一覧（内閣府認定法人）

日程			法人名	所在地	事業概要
平成27年度	1	4月10日(金)	(公財) 全日本柔道連盟	東京都文京区春日1丁目16番30号 講道館内	1949年設立。日本の柔道競技界を統括し代表する団体。選手の強化育成、大会の主催・後援による柔道のすそ野の拡大、指導者の育成等を通じて柔道の普及・振興に取り組む。
	2	9月1日(火)	(公社) 青年海外協力協会	東京都千代田区一番町23番地3 日本生命一番町ビル5階	1983年、青年海外協力隊の経験者を中心に発足。青年海外協力隊で培った精神やその経験を広く社会に還元すべく、国際協力活動のほか、国内の災害復興支援や地域活性化に取り組む。
	3	2月16日(火)	(公財) がんの子どもを守る会	東京都台東区浅草橋1丁目3番12号	1968年設立。子どもの難病である小児がんに関して、知識の普及及び相談、調査及び研究助成、療養に関する援助、その他の事業を行い、もって社会福祉及び国民保健の向上に寄与することに取り組む。
平成28年度	4	6月10日(金)	(公財) 微生物化学研究会	東京都品川区上大崎3丁目14番23号	1958年設立。微生物、微生物生産物及びその関連物質に関する研究を行い、広く有益な物質を発見し、開発利用を図ることにより、人類の健康増進と福祉の向上に寄与するとともに得られた科学的成果で科学・技術の振興に取り組む。
	5	9月26日(月)	(公社) 静岡県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	静岡県静岡市駿河区曲金6丁目16番10号	1986年設立。国土の基本単位である個々の不動産(土地、建物)調査測量を行い、不動産登記手続を適正かつ迅速に実施し、境界標を埋設すること等により、不動産に係る国民の権利の明確化及び国土の利用、整備に資する事業に取り組む。
	6	平成28年度内	12月以降に1法人訪問予定		



詳細は「公益法人information」に掲載しております。併せてご覧ください。

トップ公益認定等委員会公益認定等委員会 活動状況報告・メッセージ等→委員会と法人・有識者との対話

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>



概要

(公社)日本観光振興協会は、地域に根ざした観光の発展のため昭和39年に設立された(社)日本観光協会と、ツーリズム産業に携わる民間企業と業界団体を中心に平成13年に設立された(社)日本ツーリズム産業団体連合会が、観光立国の実現に向けたオールジャパン体制を構築するため、平成23年4月に合体し、新たにスタートしました。

地方公共団体、観光協会、観光関係中央団体、鉄道、航空、観光関連企業など全国約670の会員により構成されています。

観光立国推進協議会の様子

主な活動内容

1 事業

①オールジャパン体制構築のための産業連携と国民運動の展開

観光立国の実現を図るため、観光立国推進協議会、観光立国タウンミーティング等を開催し、地域・産業連携を図るとともに、国民運動を展開しています。また、当面する課題について、関係団体等との連携により、各種提言を取りまとめるとともに、国や関係機関への政策提言や意見具申を行っています。

②地域の担い手となる観光人材の育成

魅力ある観光地域づくりの牽引役となる担い手を育成するため、「日本観光振興アカデミー」を設立し、観光人材の育成・研修、観光ボランティアガイド研修等を行っています。また、産官学連携による次世代の人材育成のために、ツーリズムセミナーや大学への寄附講義を開催しています。



観光人材の育成研修の様子

③世界に通用する魅力ある観光地域づくりと広域観光の推進

地域における観光を核とした取り組みを促進し、地域全体への活性化へとつなげるため、魅力ある観光地域づくり推進モデル事業等を実施しています。また、日本版DMOの推進など地域の幅広い関係者が参画する新たな観光地域づくり基盤整備を促進しています。さらに、観光関連産業や広域観光推進組織との連携・協働による地域への送客、誘客を強化するとともに、広域観光を推進しています。



ポスターコンクール
受賞作品の展示の様子

⑤地域の観光魅力の創出と観光需要の創造

地域がもつ固有の資源・文化を活かし、地域住民とともに持続可能に再生・発展させるサステナブルツーリズムを推進しています。産業観光・街道観光など多様な視点から新たな観光魅力を創出し、観光需要の創造を図っています。また、観光客の動向やニーズ調査の実施、休暇促進のための環境整備、観光情報収集・提供等により、観光需要の喚起を図っています。

④双方向交流の促進と受入体制の整備

地域における国内及び外国人観光客の増加を図るため、観光関連産業や広域観光組織と連携し、国内外での様々なプロモーション事業などを展開しています。また、観光客の受入基盤の整備を促進し、双方向の観光交流を推進しています。



国内観光ポータルサイト「全国観るなび」

2 総務・広報・支部事業

- ・組織活動(諸会議の開催、会員事業の支援、関係諸団体との連携協議)
- ・広報啓発(「観光とまちづくり」発行、WEBサイト等による広報)
- ・支部事業(本部と連携をとり地域の実情に即した各種事業を実施)



広報誌 観光とまちづくり



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9557

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分



■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。10月の予定は下記のとおりです。

①石川県金沢市で開催予定
日時：10月24日（月）13:10～16:50
場所：金沢勤労者プラザ4階

申込〆切
10月12日（水）17時

②東京都千代田区で開催予定
日時：10月31日（月）13:10～16:50
場所：アーバンネット大手町ビル6階

申込〆切
10月18日（火）17時

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586

FAX 03-5403-0231



※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

検討中

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■11月9日（水）午後開催予定

●詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>



問合せ先

電話 03-5403-9586

メール koueki-seminar@cao.go.jp



お知らせ

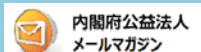
内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じて情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人
Facebook



内閣府公益法人
Twitter



内閣府公益法人
メールマガジン

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

トップ画面

公募ページ

ここをクリック

「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。